

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 25 号)

目 次

訓 令		告 示	
石川県文書管理規程の一部改正 (総務課)	1	石川県財務規則の規定による麻の名称及び位置の一部改正 (行政経営課)	3
石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人事課)	1	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4
グル - プ制に関する運営規程の一部改正 (行政経営課)	2		

訓 令

石川県訓令第 3 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程 (平成14年石川県訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 中 「 農業総合研究センター
畜産総合センター
林業試験場 」 を 「 農研
畜総
林試 」

「 農林総合研究センター 」 「 農研 」 に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 4 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程 (昭和37年石川県訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 の10の項中

「 児童自立支援専門員 児童生活支援員 栄養士 」	作 業 服	1	1	を
「 児童自立支援専門員 児童生活支援員 」	作 業 白 衣	2	1	に改め、同表24

の項を次のように改める。

24	農林総合研究センター	技術職員 (普及指導員を除く農業担当)	作 業 白 衣	2	3	化学試験の業務に従事する職員に限る。
			作 業 服	1	3	防寒用アノラックについては、果樹せん定業務に従事する職員に限る。
			雨 外 と う	1	3	作業帽については、常時屋外で作業に従事する職員に限る。
			防 寒 用 ア ノ ラ ッ ク	1	3	
	普及指導員 (農業担当)	作 業 白 衣	1	3		
		作 業 服	2	3		
		雨 外 と う	1	3		
		作 業 帽	1	3		
	技術職員 (畜産担当)	ゴ ム 長 靴	1	3		
		作 業 白 衣	1	3		
		作 業 服	1	3		
		防 寒 用 ア ノ ラ ッ ク	1	3		
	技術職員 (林業担当)	雨 外 と う	1	3		
		作 業 帽	1	3		
		ゴ ム 長 靴	2	1		
		安 全 靴	1	3		
農林総合研究センター	技術職員 (林業担当)	作 業 白 衣	1	3	化学試験の業務に従事する職員に限る。	
		作 業 服	2	3	作業帽については、常時屋外で作業に従事する職員に限る。	
		作 業 帽	1	3	現場指導監督等の業務に従事する職員に限る。	
農林総合研究センター	技術職員 (林業担当)	雨 外 と う	1	3		
		ゴ ム 長 靴	1	3		
		安 全 靴	1	3		
		安 全 靴	1	3		

別表第 1 の 25 の項中 「家畜保健衛生所 畜産総合センター」 を「家畜保健衛生所」に改め、同表 30 の項を削り、31 の項を 30 の項とし、32 の項から 39 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 19 の項の次に次のように加える。

20	農林総合研究センター	ヘルメット				
		安全靴				
		雨外とう				農業担当職員用
		ゴム手袋				農業担当職員及び畜産担当職員用
		防寒用アノラック				林業担当職員用

別表第 2 中 21 の項を削り、22 の項を 21 の項とし、23 の項を削り、24 の項を 22 の項とし、同表 25 の項中「森林管理課 林業試験場」 を「森林管理課」に改め、同項を同表 23 の項とし、同表中 26 の項を 24 の項とし、27 の項から 32 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 5 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程 (平成 17 年石川県訓令第 11 号) の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1総務部の部総務課の項中「法規グループ」の次に「公益法人グループ」を加え、同部人事課の項中「給与グループ」を「給与第一グループ、給与第二グループ」に改め、同表企画振興部の部企画課の項中「高等教育振興グループ、資源グループ」を「高等教育振興・国際機関連携グループ、都心地区整備推進グループ」に改め、同表健康福祉部の部厚生政策課の項中「管理・援護グループ」を「管理グループ」に、「生活自立支援グループ」を「福祉人材・サービスグループ、生活自立支援・援護グループ」に改め、同部中

「

地域医療推進室	医療連携推進グループ、医師確保グループ
---------	---------------------

」を

「

地域医療推進室	医療連携推進グループ、医師確保グループ
県立中央病院建設推進室	企画グループ、建設グループ

」に改め、同

部健康推進課の項中「健康フロンティアグループ、疾病対策グループ」を「生活習慣病対策グループ、健康づくり推進グループ、難病対策グループ」に改め、同表環境部の部企画調整室の項を削り、同部中

「

環境政策課	企画管理グループ、環境管理グループ
-------	-------------------

」を

「

環境政策課	企画管理グループ、環境管理グループ
地球温暖化対策室	企画推進グループ、エコライフ推進グループ

」に改め、同

表農林水産部の部農業政策課の項中「河北潟干拓地振興グループ」の次に「農業人材育成グループ、連携推進グループ」を加える。

別表第3農業総合研究センターの部中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改め、同部中

「

育種栽培研究部	農業試験場	育種栽培研究部
資源加工研究部		資源加工研究部

」を「

育種栽培研究部	育種栽培研究部
資源加工研究部	資源加工研究部

」に改め、同部育種栽培研究部の項中「園芸栽培グループ」

の次に「能登特産物栽培グループ」を加える。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第170号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中 「

石川県畜産総合センター	羽咋郡宝達志水町
石川県林業試験場	白山市三宮町

」を削り、

「

松任警察署	白山市八ツ矢町
-------	---------

」を

「

白山警察署	白山市倉光9丁目
-------	----------

」に改め、

「

鶴来警察署	白山市月橋町
-------	--------

」、

「 穴水警察署	鳳珠郡穴水町	」 及び
「 能登警察署	鳳珠郡能登町	」 を削る。

石川県告示第171号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行森本支店の項中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改め、表の株式会社北国銀行鶴来支店の項中「林業試験場」及び「鶴来警察署」を削り、表の株式会社北国銀行松任支店の項中「松任警察署」を「白山警察署」に改め、表の株式会社北国銀行押水支店の項中「畜産総合センター、宝達高等学校」を「宝達高等学校」に改め、表の株式会社北国銀行穴水支店の項中「穴水警察署」を削り、表の株式会社北国銀行宇出津支店の項中「能登警察署」を削る。